

[一般会計等 財務書類 注記]

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

○無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

②有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）： 定額法

・無形固定資産： 定額法

③引当金の計上基準及び算定方法

・賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当等のうち、全支給対象機関に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

・退職手当引当金

岐阜県退職手当組合資料を基に計上

④リース取引の処理方法

・ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

・オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑤資金収支計算書における資金の範囲

歳計現金としての現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（南濃衛生施設利用事務組合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）

⑥その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・ 物品及びソフトウェアの計上基準
50万円（美術品は300万円）以上のもの
- ・ 資本的支出と修繕費の区分基準
50万円未満のものは修繕費として処理

II.追加情報

□財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計範囲）

- ・ 南濃衛生施設利用事務組合

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

なし

③出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づく期間

□純資産変動計算書に係る事項

①純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ・ 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた金額
- ・ 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額

□資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支	△845,377,544 円		
内訳 業務活動収支	618,198,703 円	うち支払利息支出	8,264,953 円
投資活動収支	△1,401,869,962 円	うち基金積立支出	28,762 円
		うち基金取崩収入	70,000,000 円

②資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書</u>	単位：円
業務活動収支	618,198,703
減価償却費	△100,938,222
賞与等引当増減額（△は増加）	△771,894
資産除売却損	△6
純資産変動計算書の本年度差額	516,488,581